



夏期に家庭で使用する電気機器のうち、電気消費量の多いものは「エアコン」と「冷蔵庫」です。

この二つについて省エネを心掛けることで、「地球温暖化防止」と「光熱費の抑制」ができ、地球と家計に大きなメリットが生じます。

### エアコンの省エネ

○冷房の設定温度は28℃以上にしましょう。

※夏は14時から15時が最も電気消費量が高くなります。設定温度を今一度確認しましょう。

### 冷蔵庫の省エネ

○開閉時間を短くしましょう。  
※冷蔵庫内の整理・整頓などで少しでも冷気が外へ逃げのを防ぎましょう。

この他にも、一人ひとりの工夫でエネルギーを減らす方

法はたくさんあります。このような取り組みがさまざまな環境問題を解決する力となります。みんなで力を合わせて環境を守りましょう！

問合せは  
環境課

☎3805まで

### 自動車リサイクル法が 施行されます

循環型社会の形成を図るため、使用済自動車を有用な資源としてリサイクルする「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が来年一月から本格施行されます。この法律が施行されると、リサイクルに必要な費用を自動車ユーザーの皆さんに負担していただくこととなります。

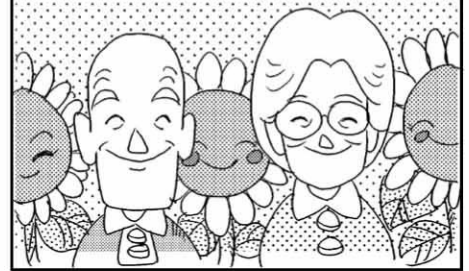
また、この法律の施行に伴い、自動車の解体業・破砕業を営もうとされる人は、本年七月からは許可が必要となるなど新たな制度が始まります。関係のある人は手続きをお願いいたします。

問合せは

井笠地方振興局県民環境課

☎5252まで

## 介護保険助成制度



今月は介護保険制度の中で、笠岡市独自に行っている各種助成制度を紹介します。

### 介護サービス利用料助成制度

内容：介護サービス利用料(自己負担金)の一部を助成  
対象者：介護保険料の特別減免により第一段階保険料の半額になる人  
対象条件：対象者の属する世帯全員が市税及び介護保険料を完納していること

### 法施行後訪問介護サービス利用者負担額助成制度

内容：介護保険法施行後、新規に訪問介護サービスを利用する人に、自己負担額を減額助成

対象者：生計の中心者が継続して所得税非課税(所得税非課税世帯)である世帯の人で、法施行後に新規に訪問介護サービスを利用する人  
対象条件

- 生活保護受給者でないこと
  - 世帯全員が市税及び介護保険料を完納していること
  - 国の特別対策の給付対象者に該当しないこと
- 助成金額：平成十五年七月から平成十七年三月まで自己負担割合を6%に軽減

※介護保険法施行前から訪問介護サービスを利用していた人には、国の制度と同様の措置があります。

### 離島地域特別地域加算利用者負担額助成制度

内容：離島地域にある事業所の居宅サービスを利用した場合の離島地域特別地域加算利用者負担額を助成  
対象者：離島地域にある事業所の居宅サービスを利用した人  
対象条件：市税及び介護保険料を完納していること

### 離島地域福祉用具貸与航送料等助成制度

内容：離島地域に居住する人が、福祉用具貸与のサービスを利用した場合にかかる航送料・船賃・手回り品などの費用を助成

対象者：離島地域に居住する人で、福祉用具貸与のサービスを利用した人  
対象条件：市税及び介護保険料を完納していること  
助成率

- サービス利用開始時 対象経費の全額
- サービス利用終了時 対象経費の2分の1

### 申請方法

これら助成制度の申請については、サービスを受けた月の「領収書」と「印鑑」を持参し、「被保険証」を添えて、翌月以降に所定用紙にて行ってください。

その他、制度の詳細については、保険年金課介護保険係までおたずねください。

申請・問合せは

保険年金課介護保険係

☎2139まで